

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
省エネルギー小委員会 小売事業者表示判断基準ワーキンググループ（第6回）

日時 令和3年2月26日（金）13：00～15：12

場所 オンライン

（1）開会

○神取省エネルギー課課長補佐

定刻になりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会小売事業者表示判断基準ワーキンググループ第6回を開催させていただきます。

私は、事務局を務めさせていただきます、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課の神取でございます。よろしくお願いいたします。

本日は新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、オンラインでの開催といたします。

また、審議は公開とし、議事録は後日、御確認後に公表させていただきます。なお、一般傍聴については、インターネット中継にて配信しております。後日、ウェブでの視聴も可能とします。

次に、委員の出欠状況について御報告させていただきます。本日は全ての委員の皆様が御出席いただいています。

また、機器のメーカー、小売事業者、エネルギーの業界団体の皆様にオブザーバーとして御参加いただいております。お忙しい中、ありがとうございます。

それでは、ここからの議事の進行を渡辺座長にお願いしたいと思います。

渡辺座長、よろしくお願いいたします。

○渡辺座長

専修大学、渡辺です。本日、議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（2）議事

① 小売事業者表示制度の見直しの方向性について

○渡辺座長

それでは、これより議事に入りたいと思います。

初めに議題1、温水機器、テレビジョン受信機の表示の見直し及び料金単価の設定について（案）を、事務局より御説明お願いいたします。

○神取省エネルギー課課長補佐

資料1に基づきまして、温水機器及びテレビジョン受信機の多段階評価基準について（案）を説明させていただきます。

まず、スライド1でございます。

これまでの審議内容と本日の検討事項について説明させていただきます。

前回の審議事項についての部分でございます。前回は昨年7月になります。①の部分です。多段階評価基準の設計方法の変更として、1つ目、星の5段階評価から41段階の評価に変更いたしました。2つ目としまして、機器の区分ごとの省エネ評価から、機器ごとに1つの省エネ評価による表示の変更を行いました。こちらにつきましては、後ほど説明いたします。

次に、今後の検討事項についての部分でございます。こちらは、昨年7月時点における今後の検討事項を整理したものでございます。①の部分です。トップランナー基準の見直し審議中の機器（エアコン、テレビ及び温水機器）については、審議の進捗等を踏まえ、多段階評価基準を検討すると整理しています。まず、エアコンについてですが、こちらはまだ審議中になってございます。テレビにつきましては、1月に審議会を開催いたしまして、2月16日に新しい目標基準値等についての報告書を取りまとめ、公表させていただいております。温水機器の部分ですが、電気温水機器は、2月15日に審議会を開催いたしまして、新しい目標基準値等について、審議会の了承をいただいたところでございます。②の部分です。温水機器については、電気、ガス及び石油温水機器の横断的な省エネ表示を検討すると整理させていただいております。

これらを踏まえ、本日は温水機器、テレビについて議論させていただければと考えております。

スライド2から9までが、前回の審議会で整理したものになってございます。

スライド9を御覧ください。

改正後の多段階評価基準の設計方法について説明させていただきます。

温水機器の多段階評価基準の設計に当たっては、御意見を踏まえて柔軟な設計にできればと考えておりますので、まず関連する部分の原則について説明させていただきます。

まず、原則1でございます。評価指標は出荷数量が多いトップランナー制度の区分等の省エネ基準に対する各製品のエネルギー消費効率の比率、多段階評価比率を用いると規定してございます。点線の部分で、多段階評価比率の式を掲載させていただいております。分子は製品のエネルギー消費効率、分母は出荷数量が多い機器の区分等の基準エネルギー消費効率になります。

次に、原則3の部分でございます。多段階評価基準は、多段階評価比率の状況を踏まえ設定する。具体的には、以下の順により多段階評価基準を設定する。ア)の部分です。市場に供給されている機種が多段階評価比率の平均値が100%未満の場合は、多段階評価比率100%の評価点を

3.0とし、市場に供給されている機種が多段階評価比率の平均値が100%以上の場合は、多段階評価比率100%の評価点を2.0とすると規定してございます。後ほど、温水機器の多段階評価基準の設計の際に改めて説明させていただきます。

次に、スライド10、前回の審議における主な意見について説明いたします。リード文の下の部分に多段階評価基準に関する主な御意見を5つ示してございます。

まず、意見①、②でございます。こちらは、横断的な多段階評価基準の設定方法に関連するものです。意見①、太字・下線の部分です。ラベルの見直しで潜熱回収型温水機器の普及を阻害しないような工夫が必要ではないか。意見②、ガス温水機器でいうと多段階評価点が2.7と2.3などになり、多少の差ということで価格が安くて省エネ性能の悪いものを購入してしまうおそれがあるのではないかと。こういった御意見がございました。

意見③、意見④は、使用実態による性能の変化についてで、地域差や世帯人数に関連するものでございます。意見③、電気温水機器は、外気温で効率が異なる。1つの効率で表示するのは消費者に誤解を与えてしまう可能性があるのではないかと。意見④、モード効率の測定法が4人世帯を基準としたものである。消費者の生活実態に合わせたときには差が出るので、検討が必要ではないかと。こういった御意見がございました。

意見⑤でございます。こちらは情報提供の方法に関連するものでございます。エネルギー源を問わず同じ指標で比較できるのは消費者にとってはよいと思う。ラベルでは示せない情報を消費者に提供していくことが必要になってくるのではないかと、こういった御意見がございました。

次に、スライド11、前回の審議の御意見を踏まえた本日の審議事項について説明いたします。

資料1に基づく審議事項は、スライド下において書いてある1から7になります。なお、前のスライドで示した御意見の①から⑤に対応するものとして、2ポツ、3ポツ、4ポツの部分がございませう。2ポツが温水機器横断的な多段階評価基準。3ポツが温水機器の地域及び世帯人数による多段階評価点を算出するための換算係数の設定。4ポツが温水機器の多段階評価点を算出するための換算係数の情報提供の方法についてでございます。

次に、スライド12、温水機器の効率の評価方法について説明いたします。

ガス温水機器、石油温水機器、電気温水機器は、それぞれエネルギー源が異なっております。電気温水機器は一次エネルギー換算した効率の算出が可能であり、その一次エネルギー効率を活用してガス及び石油温水機器の一次エネルギー効率と比較することを考えております。

リード文の下のところでございます。ガス温水機器、石油温水機器は、エネルギー消費効率が一次エネルギー効率としてございます。電気温水機器につきましては、スライドの下にある計算式を用いまして一次エネルギー効率を計算させていただいております。

次に、スライド13、温水機器横断的な多段階評価基準について説明いたします。御意見①、②に関連するものになっております。

まず、多段階評価基準の設計方法の原則1によりまして、出荷数量が多い機器の区分等の基準エネルギー消費効率が、多段階評価比率の算定に当たっての基準となります。リード文の下に、多段階評価基準の設計方法、原則1を記載しておりますので、御覧いただければと思います。多段階評価基準の設計方法、原則1、評価指標は出荷数量が多いトップランナー制度の区分等の省エネ基準に対する各製品のエネルギー消費効率の比率、多段階評価比率、を用いるとしてございます。同じように、点線の中に多段階評価比率の計算式が書いてございまして、分子が製品のエネルギー消費効率、分母が、出荷数量が多い機器の区分等の基準エネルギー消費効率になってございます。スライドの下にガス、石油、電気温水機器の出荷台数を示しております。この中で黄色の部分で示したガス温水機器のガス風呂釜が最も出荷台数が多くなっています。このため、ガス風呂釜の基準エネルギー消費効率、87.21%になりますが、こちらを、多段階評価比率を計算する際に使用させていただければと考えております。

次に、スライド14について説明いたします。

多段階評価基準の設定においては、多段階評価比率100%の多段階評価点を定めるため、ガス、石油及び電気温水機器の多段階評価比率の平均値を算出する必要がありますので、まず、この計算を行います。リード文の1ポツ目でございます。ガス、石油及び電気温水機器の全機種的一次エネルギー効率の平均値は100.1%になります。この100.1%を多段階評価比率の算出する際の基準である87.21%で割ると、多段階評価比率の平均値を求めることができます。結果は114.8%になります。

リード文下の右側に多段階評価基準の設計方法、原則3のア)を記載しておりますので、御覧ください。赤字の部分ですが、多段階評価比率の平均値が100%以上の場合は、多段階評価比率100%の評価点を2.0とすると規定しております。今回、多段階評価比率の平均値は114.8%で100%を超えているので、原則3のア)に基づくと、多段階評価比率100%の評価点は2.0になります。

スライド下の左側のグラフを御覧ください。多段階評価比率と多段階評価点を示しております。横軸は多段階評価比率を示しており、縦軸は多段階評価点を示しております。青色の線は、原則3のア)に基づき、多段階評価比率100%の多段階評価点を2.0としたときの多段階評価比率と多段階評価点の関係を示しております。グラフ上で、従来型の最頻値と潜熱回収型の最頻値というのを点線で囲っております。従来型の最頻値の多段階評価点は1.2となり、潜熱回収型の最頻値の多段階評価点は2.3になります。この結果、従来型と潜熱回収型の多段階評価点の差は1.1にな

ります。

続きまして、スライド15について説明いたします。

リード文の1ポツ目です。機器の実態を踏まえた多段階評価基準を設定する必要があり、前回のワーキンググループで御指摘いただいたように、潜熱回収型の普及を阻害しないためには、従来型と潜熱回収型の評価点の差を大きくする工夫が重要であると考えております。このため、多段階評価比率100%の多段階評価点を2.0から3.0に変更したいと考えております。

スライド下の左側のグラフを御覧ください。青色の線が、原則3のア)に基づいたものです。オレンジ色の線が、多段階評価比率100%の多段階評価点を2.0から3.0に変更したものでございます。

青色の線からオレンジ色の線に変更した結果、多段階評価比率が149%以上の機器については、青色の線よりオレンジ色の線が下になり、多段階評価点が下がることとなります。この変更により、多段階評価点が下がる機器がないように補正をしたいと考えております。青色の線にある多段階評価比率164%、多段階評価点5.0の点と、多段階評価比率100%、多段階評価点3.0の点との間を均等に分割することにしたと思います。これが、緑色の線になります。この内容については、リード文の2ポツに記載させていただいております。この緑色の線で、多段階評価基準の設定をさせていただければと考えております。なお、グラフの右側に多段階評価比率から多段階評価点を算出する計算式を記載させていただいております。

この緑色の線に変更することにより、従来型の最頻値の多段階評価点は1.5となり、潜熱回収型の最頻値の多段階評価点は3.1になります。この結果、従来型と潜熱回収型の多段階評価点の差は1.6になり、従来型と潜熱回収型の多段階評価点の差を大きくすることで、潜熱回収型の普及を阻害しない設定にできると考えてございます。

スライド16は、温水機器の多段階評価点の表示例を示してございます。

スライド下にあるハイブリッド給湯器及びエネファームは、小売事業者表示制度の対象外ではございますが、温水機器の多段階評価基準を踏まえ、一定の仮定を置いた場合、上記の多段階評価点になるということで、参考までに示させていただいております。

次に、スライド17、温水機器の地域及び世帯人数に応じた多段階評価点を算出するための一次エネルギー効率の換算係数の設定について、説明させていただきます。

このスライド以降は、御意見③と④に該当するものになります。

温水機器については、地域における外気温及び世帯人数によって、給湯負荷及びエネルギー消費量に差が生じることにより、一次エネルギー効率に影響があります。また、一次エネルギー効率の変化率も温水機器の種類で異なり、使用する地域等によっては、ラベルに表示している多段

階評価点が機器間で逆転する場合があります。一般的に、ガス温水機器と石油温水機器については、使用する地域、世帯により一次エネルギー効率の変化は小さくなります。一方で、電気温水機器については、使用する地域、世帯による一次エネルギー効率の変化は、ガス温水機器や石油温水機器と比較すると大きくなります。

リード文の2ポツ目でございます。建築物省エネ法に基づくWEBプログラムを用いて、地域区分及び世帯人数に応じた給湯負荷及びエネルギー消費量から一次エネルギー効率（32マトリックス）を計算し、地域及び世帯人数に応じた一次エネルギー効率を換算する係数を定め、この係数を基に地域及び世帯人数に応じた多段階評価点を算出することを考えております。

スライド下の左側に、WEBプログラムにおける地域区分、1地域から8地域を示しております。数字の値が小さいほうが寒い地域で、数字の値が大きいほうが暖かい地域になってございます。括弧書きで都市の例も記載しております、例えば4地域であれば仙台市が該当いたしますし、6地域は東京が該当しております。

スライドの右側に、一次エネルギー効率の換算係数のイメージを掲載しております。

スライドの下側に、一次エネルギー効率の換算係数を活用した多段階評価点の算出方法の例を記載してございます。消費者がラベルに記載されたエネルギー消費効率、使用する地域、世帯人数をシステムに入力することにより、使用地域、世帯人数に合った多段階評価点が自動的に算出、表示されるシステムの構築を考えております。例えば、電気温水機器のエネルギー消費効率3.3と入力します。こちらは多段階評価点4.3に相当するものです。そして、地域の区分が4に該当する市町村名、例えば、仙台市と入力します。そして、世帯人数を3人と入力します。これらを消費者が入力すると、エネルギー消費効率3.3、使用地域が仙台市、世帯人数3人だった場合の多段階評価点は3.9になるというのが自動的に計算され、画面上に表示される。このようなシステムの構築を考えてございます。

スライド18は、建築物省エネ法に基づく住宅の省エネ基準を参考までに示したのになってございます。

スライド19は、WEBプロにおける電気温水機器の一次エネルギー効率の算出方法の概要を示したものでございます。こちら、想定する世帯人数、地域区分から、当該世帯人数、地域区分の一次エネルギー効率を算出しております。

スライド20は、WEBプロにおけるガスと石油温水機器の一次エネルギー効率の算出方法の概要を示したものでございます。こちらも同様に、想定する世帯人数、地域区分から、当該世帯人数、地域区分の一次エネルギー効率を算出しております。

スライド21は、地域及び世帯人数に応じた多段階評価点の算出方法を示したのになります。

リード文の2ポツ目になります。WEBプロでは、地域、世帯人数に応じた給湯負荷、電力消費量及び燃料消費量から、地域、世帯人数に応じた一次エネルギー効率の算出が可能となっています。このため、基準とする地域、世帯人数と地域、世帯人数別の一次エネルギー効率の比を基に、以下の手順で多段階評価点を算出するための一次エネルギー効率の換算係数を算出しております。一次エネルギー効率の換算係数は、こちらスライドに記載させていただいているとおりの計算式で計算してございます。

3ポツでございます。この換算係数を活用して、3ポツの下に書いてある手順で多段階評価点を算出してございます。内容につきましては、先ほど説明させていただいたものと同じ内容になってございます。

スライド22、一次エネルギー効率の換算係数を算出する際の基準となる機器のエネルギー消費効率及び換算係数の設定範囲について、説明いたします。

想定する地域と世帯人数を変更することで一次エネルギー効率の換算係数を算出するが、当該換算係数の算出に当たっては、基準となるエネルギー消費効率を設定する必要があります。WEBプロにおいては、地域と世帯人数に応じたエネルギー消費量を算定する算定式を設定する際には、エネルギー消費効率の異なる幾つかの機種を試験対象として、重回帰分析等で算定式を設定しております。このため、今回設定する基準となる機器のエネルギー消費効率は、地域と世帯人数に応じた変化の再現性を高めるために、試験対象とした機種と同等のエネルギー消費効率が好ましいため、WEBプロにおけるエネルギー消費量の算定式を設定する際に、試験対象とした機種のエネルギー消費効率の平均値を活用しております。

リード文の下側の左側に、機器ごとの基準となるエネルギー消費効率を記載してございます。電気温水機器につきましては3.05、一次エネルギー効率に換算すると116.6%、ガス温水機器については81.1%、石油温水機器については82.7%となっております。

リード文の4ポツ目でございます。換算係数の設定範囲は、それぞれ使用が想定される地域及び世帯人数としております。

リード文の下側の右側に、機器ごとの換算係数の設定範囲を記載しております。例えば電気温水機器、標準世帯・寒冷地仕様以外では、4から8の地域及び2人から4人世帯を対象としてございます。

スライド23、電気温水機器の地域及び世帯人数に応じた一次エネルギー効率の換算係数について、説明いたします。

電気温水機器は、標準世帯向けと少人数世帯向け、寒冷地仕様とそれ以外により、4つの種類に分けられております。WEBプロでの地域及び世帯人数に応じた一次エネルギー消費効率を算

出した結果、それぞれ一次エネルギー効率の換算係数は、スライド下の部分に記載させていただいている表のとおりになります。なお、塗りつぶしている地域及び世帯人数は、当該機器の使用が想定されていない地域及び世帯人数のため、換算係数は設けないこととしております。

スライド24は、ガス温水機器の地域及び世帯人数に応じた一次エネルギー効率の換算係数を示したものになってございます。

スライド25は、石油温水機器の地域及び世帯人数に応じた一次エネルギー効率の換算係数を示したものになってございます。

スライド26、温水機器の多段階評価点を算出するための換算係数の情報提供の方法について、説明いたします。

地域及び世帯人数に応じた多段階評価点を算出するためのWEBページを作成し、ラベル上に当該ページのQRコードを掲載することで、情報を取得しやすくすることを考えてございます。

スライド下に、統一省エネラベルの案を2つ示しております。案の①が、ほかの統一省エネラベルと平仄を合わせたものになってございます。案②は、QRコードへの誘導をしやすくするように、一番下の部分を強調したものでございます。どちらの案がよいかについて、委員の皆様の御意見をいただければと考えてございます。

スライドの右側にQRコードのページ機能の案を記載させていただいております。①の部分でございますが、消費者が入力する項目として、ラベルのエネルギー消費効率、ラベルの目安年間エネルギー使用料金、お住まいの市町村名、世帯人数、御自身のエネルギー単価等を考えてございます。②の部分ですが、①の情報を基に、当該消費者の地域や世帯人数に応じた多段階評価点及び目安年間エネルギー使用料金を表示するといったシステムを考えてございます。なお、エネルギー単価につきましては、資料2で説明する単価を標準状態で設定するという事を考えておりますが、消費者の方が単価を把握している場合は、違う単価を設定できるようにしたいと考えてございます。

スライド27、28、29は、参考までに告示案を掲載させていただいております。

スライド30、テレビジョン受信機の多段階評価基準について説明いたします。

令和3年2月16日に、テレビ判断基準ワーキンググループにおいて、2026年度を目標年度とする次期基準を取りまとめました。このため、多段階評価基準の原則に基づきまして、テレビの多段階評価基準を設定させていただいております。

スライドの下左側に、多段階評価比率と多段階評価点の関係をグラフで示しており、右側に計算式というものを示してございます。

スライド31は、テレビの告示案を参考までに掲載させていただいております。

こちらで、資料1についての説明を終了させていただきます。

続きまして、資料2に基づきまして、温水機器の目安年間エネルギー使用料金の表示及び料金単価について（案）を説明させていただきます。

スライド1、前回の審議における主な意見について説明いたします。リード文の下の部分に目安年間エネルギー使用料金に関する主な御意見を5つ示してございます。

まず、意見①、②でございます。こちらは、料金表示の方法に関連するものでございます。意見①、こちらにも太字・下線の部分でございます。都市ガスの単価は全国200社ぐらいでは3倍程度の違いがある。誤解がないように料金表示に当たっては注意深い検討をお願いしたい。

意見②でございます。料金表示が示せないのであれば単価×使用量とし、単価は消費者が把握しているものを使用してもらうというのも1つのアイデア。

意見③は、エネルギー単価の設定に関連するものでございます。こちら、消費者によってばらつきがある中で、比較材料を根拠のあるものを使えることが肝になるのではないかと。

意見④につきましては、使用実態によるエネルギー使用料金の変化についてで、地域差、世帯人数に関連するものです。こちらは資料1と同じ内容になってございます。

意見⑤につきましては、情報提供の方法に関連するものです。こちらにも資料1と同じ内容になってございます。

スライド2、前回の審議の意見等を踏まえた本日の審議事項について説明いたします。

資料2に基づく審議事項は、スライドのリード文の下に書いてある1から5に該当してございます。

スライド3、目安年間エネルギー使用料金のラベルの表示方法について説明いたします。こちらは、御意見①、②に関連するものです。

まず、異なるエネルギー源を比較するために各エネルギー単価を決めた場合、実際に消費者が使用している各エネルギー単価の差にばらつきが生じる可能性がございます。このため、一見して分かりやすいように目安年間エネルギー使用料金を表示するとともに、その算出方法（エネルギー消費量と単価）などをラベルの注意書きに入れることを考えております。

スライドの下に統一省エネラベルを掲載しております。この中で赤色の枠の中に使用量と単価をそれぞれ各機器ごとに掲載させていただいております。

スライド4は、家庭のエネルギー単価の把握・算出について示したものでございます。

支払明細には、エネルギー料金の合計支払額とエネルギー使用量が掲載されているため、容易に実際のエネルギー単価を算出することが可能になります。例示をスライドの下に掲載させていただいております。

スライド5、目安年間エネルギー使用料金の単価設定について、説明いたします。こちら、御意見③に関連するものでございます。

単価の設定に当たりましては、様々な統計調査の中から小売事業制度の単価設定を行うに当たって、調査対象、法律に基づく統計調査か否か、調査のサンプル数、調査手法など、総合的に勘案して決めることが望ましいと考えております。なお、今日、エネルギー単価を設定するのは、電気、都市ガス、LPガス、灯油になります。

スライド6、目安年間電気使用料金の単価設定について説明いたします。

目安年間電気使用料金の単価設定に活用できる統計は、スライド下の表に示しております。最終的に、電力取引報を採用したいと考えております。理由といたしましては、リード文2ポツ目になりまして、電力取引報は、電気事業法に基づき小売事業者に報告義務を課しており、その報告をまとめたものでございます。また、調査手法も全数調査であり日本全体の平均値となっていることから、電気単価として採用したいと考えてございます。

スライド7、目安年間都市ガス使用料金の単価設定について説明いたします。

目安年間都市ガス使用料金の単価設定に活用できる統計は、スライド下の表に示しており、ガス取引報を採用したいと考えてございます。理由といたしましては、ガス取引報は、ガス事業法に基づきガス小売事業者に報告義務を課しており、その報告をまとめたものであります。また、調査手法も全数調査であり日本全体の平均値となっていることから、都市ガス単価として採用したいと考えてございます。

スライド8、目安年間LPガス使用料金の単価設定について説明いたします。

目安年間LPガス使用料金の単価設定に活用できる統計は、スライド下の表に示しており、家庭部門のCO₂排出実態統計調査を採用できればと考えております。理由がリード文の2ポツ、3ポツにございます。まず2ポツでございますが、一般小売価格LPガス確報は、販売量ごとの販売額を調査しており、平均使用量における単価の算出ができない。3ポツ目でございます。家計調査と家庭部門のCO₂排出実態統計調査は、サンプル数は同程度だが、家計調査は単身世帯が加味されていないため、単身世帯が加味され日本全体の平均的な値に近いと考えられる家庭部門のCO₂排出実態統計調査を、LPガス単価として採用したいと考えております。

スライド9、目安年間灯油使用料金の単価設定について説明いたします。

目安年間灯油使用料金の単価設定に活用できる統計は、スライド下に書いてある表のとおりでございますが、最終的に、家庭部門のCO₂排出実態統計調査を使用できればと考えております。こちらの理由につきましてもリード文2ポツ目、3ポツ目に該当いたします。まず2ポツ目でございます。石油製品価格調査は販売者別に価格を調査しており、各販売者からの購入比率を把握

できないため、実態に近い単価が算出ができない。3ポツ目につきましては、家計調査と家庭部門のCO₂排出実態統計調査の比較になりますが、こちらLPガスと同じ理由になっておりまして、最終的に、家庭部門のCO₂排出実態統計調査を灯油単価として採用できればと考えてございます。

スライド10、電気温水機器の電気単価の設定方法について説明いたします。

過去の審議において、電気温水機器については主に深夜電力を使用する契約となるため、全国家庭電気製品公正取引協議会が公表する一般家庭向けの契約を基に計算した電気単価を用いることは正確さを欠き、消費者に誤解を与えかねないとされておりました。このため、電気温水機器を使用実態に近い電気単価を算出することとしております。具体的には、電気温水機器の使用を想定している現時点で新規に加入できる契約プランごとの電気温水機器の電気単価に、当該契約プランの年間消費電力量の割合で加重平均することで、より使用実態に近い電気温水機器の電気単価を設定することを考えております。結果的に、電気温水機器の電気単価は22円／キロワットアワーとすることを考えてございます。

スライド11、電気温水機器の電気単価の算出方法について説明いたします。

リード文の下の電気温水機器の電気単価の算出式のところを御覧ください。電気温水機器の電気単価の算出に当たっては、契約プランごとに電気温水機器の電気単価を設定し、年間消費電力量の割合を乗じた値を足し合わせることで算出しております。この算出方法において、契約プランXというのは、旧電力会社10社が電気温水機器の使用を想定した契約プランで、現在、新規に加入が可能な契約プランになります。

次に、契約プランXの年間消費電力量の割合について説明いたします。分子は、契約プランXの年間消費電力量になります。分母は、旧電力会社10社が電気温水機器の使用を想定した契約プランで、現在、新規に加入可能な契約プランの全ての年間消費電力量になります。

次に、各契約プランの電気温水機器の電気単価の算出方法について説明いたします。各契約プランの電気温水機器の電気単価は、スライド真ん中の赤字で示した計算方法によって算出しております。電気温水機器に係る基本料金については、次のスライド以降で整理してございます。電気温水機器に係る従量料金については、昼間単価対夜間単価を、0.2対0.8を乗じた単価に、年間消費電力量を掛けて算出してございます。電気温水機器に係る電力消費量については、WEBプログラムを用い、地域区分ごとに算出した電気温水機器の年間消費電力量を用いております。再エネ賦課金については2.98円を用いております。燃料調整費については、旧電力会社10社の2017年度から2019年度の3年間の平均値単価を用いております。

スライド12電気温水機器に係る基本料金の算出方法について説明いたします。

各電力会社の基本料金は、一定の最大電力容量に対して設定されていることが多いが、実態は最大電力容量まで使用していない可能性が高いと考えられます。このため、各実量制プランごとの最大使用電力の平均値を、当該実量制プランの年間消費電力量で加重平均し、実態に即した最大使用電力量を算出いたしました。実態に即した最大使用電力は、5.09キロワットになってございます。この値から1キロワット当たりの基本料金を算出し、電力ピーク時における電気温水機器の消費電力を乗じることで、電気温水機器に係る基本料金を算出することと考えております。

リード文の下に計算式を示しております。電気温水機器に係る基本料金＝1キロワット当たりの基本料金×電力ピーク時における電気温水機器の消費電力×12か月としてございます。

電力ピーク時における電気温水機器の消費電力につきましては、平成30年度電力需給対策広報調査事業を基に推計した値になっております。スライド下の右側に、各地域ごとの消費電力を整理してございます。

スライド13は、今、話をさせていただきました調査事業の電力需要カーブの概要を示してございます。

平成30年度電力需給対策広報調査事業では、実測データなどを基に家庭部門の平均的な電力需要カーブ、夏と冬のピーク時を推計しております。このスライドでは、例として関東地方の冬の家部門の電力需要カーブを示してございます。グラフ上に黄色の部分がございますが、こちらが給湯のものになってございます。

スライド14は、調査事業の対象世帯等及び対象機器を示してございます。

地域につきましては全国、世帯数・世帯構造については、1人世帯、2人世帯、3人以上世帯、住宅タイプについては、戸建住宅、集合住宅となっております。対象機器の分類でございますが、給湯につきましてはヒーター式の電気温水機器とヒートポンプ式の電気温水機器の2つがございます。

スライド15、電気温水機器所有世帯の電力需要カーブの推計について説明いたします。

平成30年度のこの調査事業の推計結果は、世帯人数等の違いを考慮しながら1世帯当たりの保有台数を加味した平均的な家庭の推計結果となっております。このため、同事業の推計データを基に、多くの電気温水機器の使用が想定される3人以上世帯・戸建住宅のみに限るとともに、ヒートポンプ式の電気温水機器の保有台数を1世帯1台に変更し、ヒートポンプ式の電気温水機器保有世帯の電力需要カーブを作成いたしました。

スライド下に、調整前のグラフと調整後のグラフを掲載させていただいております。

スライド16は、電気温水機器所有世帯のピーク時間帯における平均電力を示しております。表の赤字部分が電気温水機器の消費電力になってございます。

スライド17、目安年間エネルギー使用料金の単価設定及び改定方法について説明いたします。

目安年間エネルギー使用料金の単価設定に当たっては、単価変動を考慮し、直近3年分の平均値で設定することを考えております。

スライド下の表を御覧ください。目安年間エネルギー使用料金の単価一覧を整理しております。2017年度から2019年度の平均値を記載しております。電気代につきましては27円、都市ガス代につきましては180円、LPガス代については769円、灯油代については88円、電気温水機器の電気代については22円と整理させていただいております。

リード文の2ポツ目でございます。単価の改定についてですが、短期間で改定することは、市場に同じ機器でも2つの単価に基づくラベルが一定期間存在することになり、消費者及び小売事業者の混乱を招くおそれがあるとともに、小売事業者の負担が大きくなります。このため、統計情報を随時確認するとともに、供給構造など大きな変化が確認された場合には、トップランナー制度の目標基準値の審議状況や消費者等への影響を考慮しながら、単価改定の可否を検討することとしたいと考えてございます。

スライド18、各温水機器のエネルギー消費量算出のための給湯負荷の設定について、説明させていただきます。意見④への対応になってございます。

モード効率測定法のエネルギー消費量は、一定の給湯負荷に対し、どの程度エネルギーを消費するかで算出されております。給湯負荷は、大きく分けて保温機能の有無によって値が設定されております。また、季節による気温変化が考慮されているかの違いや、想定されている給水温度の違いによって、ガス温水機器及び石油温水機器と電気温水機器では給湯負荷に差が生じております。

スライド下の左側に、ガス・石油温水機器と電気温水機器の測定時の給湯負荷の比較を記載しております。スライドの右側に、ガス・石油温水機器と電気温水機器の測定条件の比較を示してございます。

スライド19各温水機器のエネルギー消費量算出のための給湯負荷の設定について、説明いたします。

ガス・石油温水機器の給湯負荷は、中間期のみ気温・給水温度で給湯負荷が設定されているのに対し、電気温水機器は、季節ごとの気温・給水温度を考慮し、給湯負荷が設定されております。各温水機器のエネルギー消費量を算出するための給湯負荷をそろえるため、季節による気温・給水温度変化がより詳細に考慮されている電気温水機器の給湯負荷を活用し、各エネルギー消費量を算出することと考えております。

スライド下の左側に保温機能ありのもの、右側に保温機能なしのものを示してございます。

次に、スライド20でございます。

温水機器の地域及び世帯人数に応じた目安年間エネルギー使用料金の換算係数の設定について、説明いたします。

基本的には、資料1と同じでございます。こちら、リード文の2ポツ目でございますが、WEBプログラムにおける地域の区分及び世帯人数に応じた給湯負荷ごとによるエネルギー消費量（32マトリックス）を算出し、ラベルに表示した目安年間エネルギー使用料金を、地域及び世帯人数に応じて換算する係数を定めることを考えてございます。

スライド21、22、23は、資料1とほぼ同じ内容になっておりますので、割愛させていただきます。

スライド24は、地域及び世帯人数に応じた目安年間エネルギー使用料金を算定する換算係数の算出方法を示したものでございます。こちら、スライドの下に換算係数を算出する式を示してございます。

スライド25は、資料1と同じ内容になってございます。

スライド26、27、28は、各温水機器の換算係数を整理したものになってございます。

スライド29は、温水機器の目安年間エネルギー使用料金の換算係数の情報提供の方法を示したものになります。こちら基本的には資料1と同じ内容になってございます。

スライド30、31、32は、告示案を参考までに掲載したものです。

スライド33、小売事業者表示制度開始時の取りまとめについて説明いたします。

小売事業者表示制度開始時の取りまとめ（平成18年7月）においては、灯油価格やガス価格は供給会社間の価格差が大きいため、ガス石油機器の年間エネルギー使用料金を表示することは、消費者の信頼を失うことになりかねないとされておりました。今後は、消費者が電気価格、ガス価格及び灯油価格を把握し、ラベルに基づく料金表示や算出方法を踏まえ、消費者の実態に沿った料金を算出し、自ら機器を選択することを可能にすべきではないかと考えております。

事務局としましては、典型的な単価で算出した目安エネルギー使用料金や単価の求め方を示すとともに、QRコードによるサイトを用意することにより、消費者が自分で比較できるようにしたいと考えております。消費者に情報を示し、消費者の方々がこれらを理解して自ら選択できるような形にできればと考えてございます。

スライド34、35は、2月19日に開催いたしました省エネルギー小委員会の資料を、参考までに掲載してございます。スライド34は、供給構造の変化についてのスライドでございまして、スライド35は、ダイナミックプライシングによる電動車の充電シフト実証事業のスライドになってございます。

以上で、資料2の説明を終了させていただきます。

続きまして、省エネルギー課 佐藤から、参考資料の説明をさせていただきます。

○佐藤省エネルギー課係長

省エネルギー課の佐藤と申します。

参考資料の実証実験について、私から御説明させていただきます。

温水機器の横断的な多段階評価や料金表示が、消費者の製品選択に与える影響について実証実験を行いましたので、御説明させていただきます。

1 ページですが、実証実験の目的及びその内容についてです。

実証実験の目的ですが、右下の表を御覧ください。2つの項目について検証を行い、1つ目はガス温水機器の選択肢のみ提示した場合、2つ目はガス及び石油温水機器の選択肢のみ提示した場合に、多段階表示基準や料金表示が消費者の製品選択に与える影響について検証を行いました。

実験方法ですが、左の図にありますように、アンケート対象者を複数のグループに分けて、グループごとに異なったラベルを表示し、その際の消費者の製品選択がどう変わったかを分析しました。なお、パターンごとに670人の方に製品を選択いただいております。

2 ページを御覧ください。

検証項目①として、ガス温水機器について横断的な多段階評価を行った場合に、製品選択に悪影響がないか検証を行いました。前回のワーキンググループで、横断的な多段階評価を行うことで従来型温水機器と潜熱回収型温水機器の多段階評価点の差が小さくなるので、潜熱回収型の普及を阻害するのではないかという御意見をいただきましたので、検証を行ったものです。

今回御提案させていただいた横断的な表示がパターン2となります。一方、ガス温水機器のみで多段階評価を行った場合の表示がパターン3になります。パターン2とパターン3を比較した場合、選択された商品の一次エネルギー効率の平均値に差はなく、横断的な多段階評価で表示しても選択された製品の省エネ性能には悪影響がないことが、本実験では確認できました。

3 ページを御覧ください。

検証項目②として、ガス温水機器と石油温水機器について料金表示が消費者の製品選択に与える影響を検証しました。パターン2に表示しているラベルを御覧いただきたいのですが、左上の①石油温水機器の多段階評価点は2.2で料金は4万9,630円です。一方、左下の③のガス温水機器エコジョーズは、多段階評価点3.0で料金は7万5,550円です。この2つを比較した際に、省エネ性能は③のガス温水機器が優れているのに対し、料金表示では①の石油温水機器のほうが安くなるため、料金表示が省エネ性能の悪い製品の選択につながるのではないかという御指摘を前回のワーキンググループでいただきましたので、今回検証を行ったものです。

結果としましては、料金表示を行ったパターン2と料金表示を行わないパターン3では、料金表示を行ったパターン2のほうが統計的に優位に省エネ性能の優れた製品が選択され、料金表示が製品選択に悪影響がないことが確認できました。

今回、このような結果になった理由としては、世の中に①の従来型の石油温水機器と③の潜熱回収型のガス温水機器しかない場合は、いただいた御意見は当てはまるのかと思いますが、②のように潜熱回収型の石油温水機器エコフィールもありますので、実際に消費者が製品の選択を行う場合は、こういった製品も含めて選択すると思いますので、悪影響がないという結果になったと考えています。

説明は以上です。

○渡辺座長

それでは議題1につきまして、御意見、御質問等をお受けしたいと思います。

御質問等におかれましては、資料の何ページかをお示しいただいた上で行っていただきますようお願いいたします。質問の仕方なんですけれども、初め、委員の皆様にご意見をいただきます。その後、オブザーバーの皆様から御意見がありましたら御発言をいただくという順番にさせていただきます。

時間の都合上、一問一答ということではなくて、発言を希望される方はオブザーバーの方も含めチャット機能でその旨を御連絡いただき、委員の方、オブザーバーの方、まとめて御質問をいただいた後、それらを受けて事務局からまとめて回答をさせていただきます。

○江澤省エネルギー課長

事務局からちょっと補足です。

委員の方がまず先に御意見を言っていただきますけれども、オブザーバーの方も随時、チャット機能で発言の御希望がある場合は入力していただければ幸いです。

○渡辺座長

それでは、発言希望の方はチャット機能でその旨を御連絡ください。

それでは、まず天野委員、お願いいたします。天野委員、聞こえますか。

○天野委員

失礼しました。

まず、これまでに出示された意見に対し、検討と工夫を重ねていただいたものと受け止めました。その上で、今回の案について3点ほど述べさせていただきます。

1つ目は、地域差、金額、世帯人数によって大きな差が出ることについての対応は必須であると思います。そこで、QRコードについてラベル表示としては案2のほうがよいと思いますし、

さらに、QRコードが消費者にユーザーフレンドリーな設計であることが重要ですので、QRコードが消費者にとって使いやすいかの検証をすることと、そうしながら、より簡単に結果が分かる設計になるように進めていただきたいと思います。

2つ目は、ラベル表示は4人世帯で計算されていて、平均世帯人員は2.3人であるけれども、換算係数ではほとんど差がないとのことでしたが、金額の計算においては、世帯人数別で見ても給湯器を購入するファミリー層は2人世帯が一番多く、次が3人で、4人世帯は2人世帯の半分なので、やはり世帯人数は4人ではなく平均値で取ったほうがよいように思います。

3つ目は、ラベル表示は東京、大阪で例示を出しているのも、それならば金額も東京、大阪の平均単価で算出する方法もあるのではないかと。そうすると、例示条件の実態に近いモデル表示としては該当者も増えるのではないかとと思いますが。

以上です。

○渡辺座長

ありがとうございます。

それでは、中村委員、お願いします。

○中村委員

ありがとうございます。

聞こえますでしょうか。

○渡辺座長

聞こえます。

○中村委員

私も3点ほどございます。

まず、資料の御説明、ありがとうございました。

1点目は、質問になりまして、資料1と2に関連することになると思います。

今回、住宅の省エネ基準のWEBプロを活用して、換算係数を作られているんですけども、御承知のとおり、WEBプロのほうは年に2回評価法の見直しが必要な場合に更新を行っていきまして、今回の係数についても現時点でのものになりますので、これは事前の御説明の際に計算に用いたプログラムのバージョンを記入いただくようお願いしておりました。この点は、今回、資料に反映していただいたと思いますので、今後も作成経緯をきちんと入れるように御対応よろしく願いいたします。

ここで質問なんですけれども、WEBプロは先ほど申し上げたとおり年に2回ほどバージョンの見直しが行われておりますが、今回の係数作成に用いた給湯関係の計算ロジックも、今後最新

の知見等が得られればさらに更新される可能性もあるんですが、こちらの場合、今回換算係数を作成する際に用いられている計算、こちらの更新時期というのをどう考えられているでしょうか。これは、システムを今回構築するというお話になっていると思いますので、何らか、そのWEBプロの更新とともにリアルタイムにできるんじゃないかなとも思っていて、こちら辺の考え方を御教示いただければと思います。

2点目は要望のような形になりますが、資料1の26ページ、こちらがまとめのような形になると思いますので、こちらで進めさせていただきたいと思います。まず、ラベルは目安とはいえ、見る人の置かれている状況に近くて、一目見て比較などができるものであるというのが大事だと思います。その点でいくと、前々回だったと思うんですけども、ラベルのデザインについて審議して、できるだけシンプルに、あとQRコードの活用についても議論したと思うんですが、私のイメージではそのQRコードの活用というものを計算条件程度の情報提供をイメージをしていたもので、今回の御提案は、逆にちょっと複雑になったなというのが第一印象でございます。

ラベルの先にまたウェブページというのがあるので、どれだけの人がそれを確認して、それがより省エネ性の高い機器の購入に寄与するのかなというのが、現時点で非常に分かりにくい。先ほど先生もおっしゃられたとおり、もし事前に実証というか何かリアルタイムでもいいんですけども検証できるのであれば、どういうふうに皆さんが見られて、これが購買に寄与しているのかなのをきちっと検証していただきたいというのが1つです。

いずれにしても、多大な費用と労力をかけているわけですので、その効果についてはきちんと検証して、効果がなければ適切に見直していただきたいと思っております。

あとは、先ほど先生もおっしゃっていましたが、私も①と②でいきますとシンプルではないなと思い、ここは言い難いですが、案②のほうがよろしいかと思っております。

続いて資料2のほうになるんですが、資料2の33ページに、過去の議論を踏まえたものとしてということで価格の目安の提示について御提案をされているんですが、この前回の取りまとめに書かれている内容から、現状何も変わっていないように私はちょっと思えてまして、特に、正確さを欠くという点で消費者の実態に沿った料金を算出するという点について、誰もが容易にできるとされている点がちょっと気になっています。

資料2の4ページのほうに示していただいたように、支払合計と使用量が分かれば簡単に単価の計算は誰でもできるわけですが、その支払金額と使用量を調べて計算をさせるという操作自体、確かに容易なものかもしれませんが、誰もが容易に正確にできているのは、完全にこれは作り手の目線の考えで、これをもって正確さを欠くという点が解決できたわけではないんじゃないかなと思います。

そうすると、計算ミスを防ぐために支払額と使用量を入力させるか、そういった煩わしい操作や確認ができない人のためにも、実態に近いデフォルト値をそれぞれ用意しておくという、何らかの対応が必要になるのではないかと思います。

正確さという点で、ウェブに飛ばす時点で一目見て分かる目安となるラベルから、既にこの段階で逸脱していますので、できればデザインを変えてでもラベル内で完結する表示が望ましいと思っています。今回そこまでのものになっていないというのが、ややちょっと残念には思っています。

先ほど申し上げたとおり、施行されましたら検証用のデータというか、効果がどうであったかというデータは取っていただくとして、ラベルの内容の周知とともに自らの光熱費の支払額ですとか使用量、こういったものをどう把握するのか、検針票だけでなくウェブで見の方も最近はいらっしゃいますので、そういったことの周知についても徹底していただいて、このラベルの表示でどこまで目安として消費者に伝えわるのか、間違った情報とならないように努めていただきたいと思っています。

あと、最後に、すみません、長くて。特に電気温水器については、地域や世帯人数によって効率が変わるといった情報も併せて、ユーザーですとか販売店なんかに適切に情報提供いただいたらよいのではないかと思います。

以上です。

○渡辺座長

ありがとうございます。

それでは、村上委員、お願いいたします。

○村上委員

村上ですけれども、よろしいでしょうか。

○渡辺座長

はい、お願いします。

○村上委員

ありがとうございます。いろいろと細かなところまで御検討いただきありがとうございます。とりわけQRコードで対応していただけるということをすごく私としては評価したいなと思っております。感謝いたします。

26ページについて、幾つか気になることがあるのでコメントさせていただきます。

まず、案①と案②に関しては、私も案②のほうがQRコードがなぜあるのかということと、あること自体がアピールできるという意味で案②がよいかというふうに思っております。

そして、右側に入力項目が書かれてあるんですけども、ラベルの目安年間エネルギー使用料金というのを入れなければいけないというのがちょっとよく分かりませんでしたので、教えていただければと思います。

一つ上に上がって、ラベルの年間消費効率というのを最初に入力するという形になっているんですが、事前説明のときに私、間違えて省エネ効率のほうの星の数のほうを入れるのかと最初勘違いをしていたんですけども、これ間違える方がいらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。

考えたんですが、これQRコードなので、もう飛んだ先でこの製品にひもづいたエネルギー消費効率も入っている計算式になっていると入力項目が減ってよいということと、入力間違いがなくてよくなるのではないかなというふうに思いました。

それから、3ページ目はこのページとは関係ないんですけども、こういう大きな品物を購入するときには、やはり消費者はお店の方、とりわけこの製品ですと小売事業者さんとか、あと工務店さんとか、そういう間に入る方がバリエーションがあるんじゃないかなと思うんですけども、そういう方がちゃんとこれを個人個人、御家庭の状況に応じて価格が違うんだということなどもちゃんと説明できてこのQRコードを活用していただけるような、そういう協力を得られるような働きかけも大切ではないかなというふうに思いました。

取りあえず以上です。

○渡辺座長

ありがとうございます。

それでは、小西委員、お願いいたします。

○小西委員

聞こえますでしょうか。

○渡辺座長

聞こえます。

○小西委員

よろしく願いいたします。

前回、前々回の私たちの意見や要望を取り入れていただいて、取りまとめていただいてありがとうございます。私はまず最初に、資料1の26ページの案①、案②のどちらがいいかという点におきましては、QRコードが目立ち、その意義や説明も加わっているということで案②のほうがいいと思います。もう一番上にあっても、よいのではとおもいます。案①だと目立たなくて、何のためにあるQRコードなのかが分かりにくくなると思うので、消費者が自分の利用実態に合わ

せたものを確認できますということで、ちゃんとその説明書きの横にあるということで案②が正しいと思います。

今回は、エネルギーの皆さんの大きなチャレンジとして温水機器という品物があつたときに、使用しているエネルギー源によってそれぞれガス、石油、電気とあるわけですが、機器横断的に評価できる基準をラベルで表現しようという取組がやはり一番大きなチャレンジだったと思います。

その点からいきますと、資料1の16ページをちょっと見せていただいて、実際売場で横断的に消費者の方が、今までは電気温水器を利用している方は電気温水器に買い替え、石油の方は石油が熱源の機器に買い替えだったかもしれないんですけども、同時に他のエネルギー源の機器を比べることができるようになるのは意味があると思います。その上で、このラベルが売場で貼られていたら、多段階評価の星を中心に見る人だったら、ぎょっとすると思うんですね。1.5と4と、4.3と5というのはかなり差がありますから。その上ですみません、飛んで、資料2の3ページを見せていただきたいんですけども、でも、実施には多段階評価の星の数や評点だけ見るわけではなく、省エネ指標、ランニングコストであるこのラベルにある年間の目安量というものを比較することになります。それにそもそもの機器の価格も購入決定には大きな要素となると思います。その上で、私たちの希望としては、省エネ効率のいいものをぜひ選んでいただきたいということになると思います。しかし、これだけ情報が多くなって、しかも3つの違うものを比べるということで、かなり小売の売場の方、先ほど村上先生もおっしゃっていましたが、工務店の方など知識がかなり求められると思うんですね。なので、そこら辺をどうこの短い、施行決まったら1年ぐらいの猶予を持って実際にこのラベルがメインになっていくと思うんですけども、どのように消費者に伝えていくかということがすごく大事になるのではないかと思います。

これは、今回のラベルということではないんですけども、この次のチャレンジとして、例えば真ん中のところのエネルギーの省エネ性マークですとか、達成率を基にした省エネ製マークと達成率、両方載っていることですとか、例えばエネルギー消費効率の3.0、92.5%というのをぱっと見て消費者が分かるように伝える、要らない情報は小さくして必要なものを載せていくという、まだまだこれが最初の一步で、評価できるような手続はまた伝えるためのチャレンジというのをぜひ続けていただきたいなというふうに思いました。

以上、全てコメントです。ありがとうございます。

○渡辺座長

ありがとうございます。

それでは、山川委員、お願いします。

○山川委員

ありがとうございます。聞こえますでしょうか。

○渡辺座長

はい、聞こえます。

○山川委員

御説明ありがとうございました。前回のワーキングでの意見を踏まえていろいろ御検討いただきありがとうございます。幾つかございます。

まず、資料1の26のQRコードのところですね。これは、ほかの委員からも出ていますが、私も案②のほうがよろしいと思います。注書きですとかQRコードがより目につきやすいということで案②のほうがいいと思います。

先ほど村上委員もおっしゃっていましたが、このQRコードから移ったページは、なるべく入力項目が少なく、あと誤りが起こりにくい設計にしていきたいと思います。先ほども出ていましたが、ラベルのエネルギー消費効率とラベルの目安年間エネルギー使用料金は、最初から表示されているようなことができないだろうかというふうに考えていますので、ぜひ御検討をお願いいたします。

それから、ここのラベルに4人世帯の場合というのが表示されているということについて、先ほど天野委員からお話も出ていたと思うんですが、私も最初これを見たときに、4人世帯は今の実態を反映している代表的な人数ではないので、3人とか2人のほうがいいかなと思っていたんですが、事前の説明の中で聞いておまして、この統一省エネラベルの真ん中にある省エネラベルの右側にあるエネルギー消費効率の値ですね、今3.0と出ているところですけども、ここはトップランナー制度で定めている条件で求めた各製品の効率ということでJISに基づいていて、ここが4人世帯を前提としているということを再確認しまして、1個のラベルの中に金額と評価点が別の世帯人数を前提としたものが出てしまうということがどうなのかなと思った次第です。

なので、ここは4人世帯の場合を表示するしかないのかなというふうに考えているところです。

それから、あと、これも村上委員からも触れていただいていたんですが、給湯器はほかの機器と異なって、店舗とかネットで消費者自身が探したり選ぶという以外に、新築や賃貸の場合は備付け、それから既築で買換えの場合は工務店の方がカタログを示したり、幾つかピックアップして提案する、そこから選ぶというのが実態じゃないかと思います。

ですので、このラベル及びQRコードから先の情報、QRコードを使って自分の家により近い情報を得るとというのが消費者だけじゃなくて、小売事業者が積極的に活用していただいて、適切

な情報提供をして提案をしていただくというところがすごく重要ですので、消費者にとってどうかという視点以外に、小売事業者にとってどうかという視点を入れて考えていくべきじゃないかというふうに思います。

それから、最後は、資料2の17ページに使用の単価が出ているんですけども、一つは、ポツの2つ目のところで、この価格については統計情報を随時確認するというふうに書かれているんですが、ここはもう少し明確にできないかなというふうに思います。価格の変動が大きいものもありますので、例えば年1回程度とか、それぐらいで随時というよりはもう少し確実な頻度を考えたほうがいいかなというふうに思います。

それから、最後ですけれども、これは御説明のときに確認したんですが、もう一回この場でも確認したいんですけど、電気の日安料金、日安単価、電気の単価はキロワットアワー当たり27円を使用するというので、3年度分の平均でソースが取引法からというふうに御説明あったと思うんですけども、これまたま今使っている協議会の単価の27円と全く同じなので結果は何も変わらないんですけど、今後はテレビとか、それから、ほかの品目も全部このソースの3か年平均を使っていくということによろしいかという確認です。

以上です。ありがとうございます。

○渡辺座長

ありがとうございます。

それでは、佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員

聞こえますでしょうか。

○渡辺座長

はい、聞こえます。

○佐々木委員

ありがとうございます。私からは2点のコメントをさせていただきます。

1点目は、皆さんも御言及されている26ページのラベル案についてなんですけれども、私も皆さんと同じように案②のほうがよいというふうに思います。一方で、このラベルと、あとQRコード先のページについて大きく2点のコメントがあります。

まず1つ目は、ラベル上のQRコードなんですけれども、ちょっと個人的な私の経験なんですけれども、このようなQRコードが設置されているときに、自分自身がQRコード先まで飛んで調べたというふうな経験があんまりないので、設定されるだけということでは終わらないかというのがとても心配なんです。

こういった形でQRコードで誘導するというのはいろんなポスターであったりとか、いろんなリーフレットでなされていると思うんですけども、実際にQRコード先まで飛んでもらうためのフックというのがどのような工夫があるのかということと、そこでの黄色での強調というのがそれらの水準から見て十分な工夫になっているのかというのは、実際、最終版の確定の前には御検討いただくほうがよいかというふうにまず思いました。それが1点目です。

2点目は、QRコードで飛んだ先のページに関するものなんですけれども、入力項目を簡素化するというのは皆さんと同じ意見なんですけど、私が一つ懸念しているのは、このラベルのいいところというのは実際の売場に立ったときには、ほかの類似の機器等見比べたときに、これはこっちのほうがいい、これよりはこっちのほうがいいとか、この観点で見たらこの機器よりはこの機器のほうが優れているんだという相对比较というのが視覚的に可能になるというのが一番良い点だと思うんですね。

QRコードでページに飛んだときに、ここで私が読む限りだと、注目している機器の目安電気料金とか使用料金というところが、お住まいの地域であるとか世帯人数でどう変わるかというところが変換されるというだけに読めているんですけども、一方で重要なのは、入力された方の地域とか、あるいは世帯人数だったときに、その機器と、あとは比較対象になる機器との相対関係がどんなふうになるのかということが重要だと思います。

ですので、ページで飛んだ先でも、できるだけ簡素な入力の下で売場に他店と同じようなほかの製品との相談比較ができるようなページの構成というのをさせていただけたらと思いました。それが2つ目のコメントです。

私からは以上です。

○渡辺座長

ありがとうございます。

一通り委員の皆様から発言いただきましたので、ここからオブザーバーの方に発言をしていただきます。

名簿の順番で、手を挙げた方のうちから名簿の順番で指名をさせていただきます。

まず、日本ガス石油機器工業会、平野さん、お願いします。

○平野オブザーバー

平野です。聞こえますか。

○渡辺座長

はい、聞こえます。

○平野オブザーバー

よろしくお願ひします。山川様のほうから、使用人数が平均世帯3人、もしくは2人ではないか、しかし、J I Sの試験方法が4人でやっているのだからやっぱり4人がいいのかなというような話でしたが、このJ I Sのモード熱効率の測定方法がなぜ4人かということについて簡単に説明しますが、十何年前から定格の一定の燃焼状態の効率からなるべく使用実態に合った台所での短時間の出湯とか、そういうものを含めたモード熱効率がいいよということになりまして、いろいろ調査をモニターなんかをやりまして調査しております。

その当時の平均世帯数がたしか2.7人ぐらいの、約3人だったと思います。モニターレベルのいろんな家庭の人数が4人であったということと、先ほど言いましたように短時間の何回も台所、あるいは洗面所で使う使用量もかなり効率に負荷したほうがいいねとって、一定燃焼のところだけでなくてですね。

そういった意味で、3人の平均世帯の頃でありましたけれども、4人でその辺の効率の差をより明確にする、使用実態に合った効率を機器の差を明確にできる方法にしようということで、3人に1人足して、モニター上の家庭の人数もあり、4人にしたというところがありますので、ガスの料金とか燃料の料金を出すためじゃなくて、機器の熱効率の差を出すためにそういう人数でやり始めたというのが始まりですので、私の意見としては、2人から3人の使用実態に合った料金を示したほうがいいんじゃないかというところが私の意見です。

それから、皆様の意見の中で、売場でこの表示を見て視覚的に、先ほど佐々木先生のほうからそういう話もありましたけれども、ガス、石油、電気の給湯機の売場を見ますと、なかなか台数も、エアコンやテレビと違って何台も設置されているわけではなくて1台もしくは2台、しかもガスと電気、あるいは石油と電気というふうなエネルギーの違うものが陳列されているということがなかなかありません。そうするとこのラベルを使って、このラベルでは展示されている機器のエネルギー消費効率は入力する、先ほどの意見でラベルを見ただけでそれが入力されてもいいですよとありましたけれど、ラベルの情報はいろいろ分かるんですけども、比較するいろいろなものが無く、電気は電気同士、あるいはガス石油と比較した場合でも比較できるのか、結果的には横断的に見れないのじゃないか。売場ではですね、ということをおもいます。

それから、先ほど資料2の3ページというところで、ラベル一番上の段が省エネの3.9とか3.1の数字になっていまして、2段目が、これは区分ごとの数値になるんです。省エネ性能、電気温水器が3.9になっていますけれども、達成率は85%、ガスのほうは省エネ性能3.9ですけども達成率が106、こういうところで、今回このラベルに結構な情報量を持たせて、それをぎゅっと圧縮したような形になりますので、この数値の逆転がちょっと消費者の方にも理解できない場合があるんじゃないか。こういうことは機器をそれぞれに、ガス、電気、石油、それぞれではそうい

うことはありませんので、横断的に見た場合にはちょっと弊害かなと感じます。

それから、私が電気のことを言うのはなんですが、電気のほうでは世帯数の多い、おたくの利用率が高い、しかしながら、今回のこの資料を見ますと、5人以上の世帯の情報が全くないということになっていまして、これもいかがなものか。2019年の12月のエアコンと電気温水器のワーキング資料を見ますと、電気温水器は、3人以上の世帯で使用される割合が75%と、しかもタンクの容量的に5人以上の世帯の方が370リッターでは8%、ちょっと少ないですけれども、460リットルのタンクでは16%、550リットルのタンクでは29%、約3割の方が5人以上の世帯であるにもかかわらず5人、6人、7人、8人世帯の性能ですとか、燃料、使用料あるいは料金が載ってないとなると、データとしてもう少しかないと思います。

そういうことで、いろいろ横断的に見ていただいた苦労は非常に頑張っていたなと思うんですが、見誤ったり誤解されたりちょっとデータ不足ということ、それから、先ほど中村先生がおっしゃいましたけれども、ラベルだけで完結できないということは、横断的な評価をしたいのにラベルだけで解決できない、中入っても、取りあえずは入力したそのものしかデータはありませんので、横並びで見ると非常に難しいのかなと思います。

ガスも石油も電気も、それぞれ長期エネルギー需給見通し2030年、ガス、石油は2,700万台、電気温水器は1,400万台、見通しで掲げられているので、まずはガス、電気それぞれに簡単な明瞭な省エネラベルにし、その次に今回の経験なども生かして、横並びでの再検討をするのが省エネ促進の自然な流れじゃないかと思います。

すみません、長くなりましたけれども、以上でございます。ありがとうございました。

○渡辺座長

ありがとうございます。

続きまして、ヤフー株式会社、海賀さん、お願いします。

○海賀オブザーバー

ヤフー海賀です。聞こえてますでしょうか。

○渡辺座長

はい、聞こえます。

○海賀オブザーバー

私も26ページで出している省エネラベルなんですけれども、ちょっとそこで……

○渡辺座長

海賀さん、聞こえていますか。

○海賀オブザーバー

はい、聞こえております。私の声、今聞こえていますでしょうか。

○渡辺座長

はい、聞こえています。今ちょっと途中、ちょっと途切れしました。

○海賀オブザーバー

ちょっとインターネット企業の者としてちょっと指摘させていただきたいのは、QRコードの部分についてです、今聞こえていますでしょうか。

○渡辺座長

はい、聞こえます。

○海賀オブザーバー

皆さん、インターネットをスマホで見られることも多いと思うんですけども、スマホで見たときに、じゃあ、そのためにQRコード出てきたとなってもなかなかユーザーにとってはそれが便利なものなのか、ちょっと消費者としてはそのQRコードが出てきたときにどうやってQRコードを見るのかという問題も生じますので、きっと【補足：音声途切れた状況】

○渡辺座長

すみません、音声途切れてしまいました。

○江澤省エネルギー課長

ちょっと聞こえづらいんですが。

○海賀オブザーバー

今、聞こえていますでしょうか。

○渡辺座長

はい、今は聞こえています。

○江澤省エネルギー課長

そのままお話しください。

○海賀オブザーバー

【補足：音声途切れた状況】誘導の方法として、QRコードを使うというもの以外に関しましては、インターネット上でできることというのをちょっと柔軟に認めていただきたいというのが意見です。

以上です。

○渡辺座長

ありがとうございます。

続きまして、全国LPガス協会、笠間さん、お願いします。

○笠間オブザーバー

全国LPガス協会の笠間と申します。よろしくお願いいたします。

LPガスの場合、自由料金であり、それぞれエネルギーによって熱量が異なります。消費者に誤解がないように、注釈をお願いいたします。

また、年間エネルギー使用料金等における電気、都市ガス、石油、LPガスと単位も異なり、公平・公正な競争の立場から比較、表示方法について公正取引委員会にご確認をお願いいたします。

以上です。

○渡辺座長

よろしいですか。ありがとうございます。

続きまして、日本ガス協会、本荘さん、お願いします。

○本荘オブザーバー

日本ガス協会の本荘です。よろしくお願いいたします。

2点、意見を述べさせていただきたいと思います。まず、資料1の26ページは案①と案②だと案②のほうが良いと皆さんおっしゃっていただいていると認識しております。そもそも今回QRコードをつけられたというのは、地域とか世帯人数に関して全て対応できないところにも書いてあるのでQRコードをつけましたということだと思います。

これはラベルに表示している多段階評価が、今回、ガス、石油、電気という形で、機器間で性能だとか特性があって逆転する可能性があるので、このQRコードでいろいろ補っているという認識だと思います。

このQRコードに関してですが、ここに最終的には遷移をしないと、そもそもこの機器間の逆転というのは確認ができないということで、何人かの委員の方々が案②が良いというご意見ですが本当に案②でこの後、QRコードにちゃんと皆さんがいくのかというのは、実証だとかいろんな形を確認し対応いただけたらうれしいです。

あと、先ほど委員の方から、QRコードに持っていくにはフックが要るんじゃないかということ、おっしゃるとおりと思っております。QRコードにいく人は誰なのか、東京・大阪、4人世帯、単価が違うという方々がQRコードにいかないといけないはずですが、これだと誰がQRコードにいけば良いのかが分かりにくいと思いますので、QRコードに遷移する方がもう少し明確になるように工夫が要るんじゃないかなと認識しました。

もう一点目は、資料2のページ3と7です。今回の御提案は、地域が東京・大阪で、使用量が4人世帯で、単価が全国平均という内容かと思えます。委員の皆さんに御意見いただいている例

例えば7ページのガス単価ですが、これは今回、全国平均という形で、全国の使用量と平均単価をただ算出してありますが、これは世帯人数が2.3人の平均単価であります。表示は4人世帯の参考値なのに、世帯人数2.3人の平均単価であり、また全国平均で使われているのに、東京・大阪という表記がされている。

私は東京に住んでいますが、東京で4人世帯なのでこれでいいかなと思ってしまいますが、結果は全然違って表示されているものであり、これはいったい誰のためのものなんだろうと思います。

例えば、東京・大阪の単価にするとか、もし4人世帯で表示するのであれば、ガス単価は全然下がってしまいます。15~20%ぐらい下がると思うんですが、そういったところをもう少し工夫が必要なんじゃないかと考えますので、御検討をお願いしたいと思います。

また、基本的に先ほど皆さんおっしゃられたとおり、2.3人とかの実際の世帯人数のほうに合わせるというのが一番適切かなと思っておりますので、ぜひその辺のところは御検討をお願いできればと思います。

あと、東京、大阪という表示もありますので、こちらも東京、大阪の方々の単価を仮に出すとするとガス業界協力して対応いたしますので、そういったやり方をすると、これを見ただけで分かる方というのはかなり大勢いらっしゃるという形になりますので、そういった検討もできるんじゃないかなと思います。

以上、2点でございます。

○渡辺座長

ありがとうございます。

電気事業連合会、岡村さん、お願いします。

○岡村オブザーバー

岡村でございます。聞こえますでしょうか。

○渡辺座長

はい、聞こえます。

○岡村オブザーバー

今回、非常に深い検討をいただき、おまとめいただきましてどうもありがとうございます。全体的には、こういったある一定の標準的なモデルを基にラベリングを表示をした上で、その上でQRコードで誘導して、プログラムでその家庭に応じた詳細な情報を与えることは非常に良い仕組みじゃないかと思っております。

実際に相当IT化されておまして、情報開示とその情報に基づいて自ら判断していくという

ような世の中がどんどん進んでおりますので、まさに時代にマッチしたやり方ではないかというふうに思っております。

あとは、標準家庭の設定のお話がたくさんの委員から出てまいったかと承知しております。これは、標準家庭2.3人というのは御承知のとおり、単身、1人なのか、ファミリーなのか、それを全体平均するところこういう数字になっているというふうに認識をしておりますけれども、電気温水器に関して言いますと、どういう形で商品を選ぶかという、まず世帯人数があつて、それによって給湯量が決まりますけれども、世帯人数とともに標準的なタンクサイズ、370であったり、460であったり、単身ですと180であったり、そういったようなまずタンクサイズを選んで、それに基づいて商品を選んでいくというようなステップでお客様が選定されるということになってございますので、それも含めてラベリングやそれを越えたWEBプログラムに基づく補正というようなことで、表示できるのであれば、それは適切な誘導方法になっていくかなというふうに思っております。

あとは、またラベリングの表示部分の書き方、レイアウト等については、御意見にもありましたけれども、できるだけ丁寧にかつ分かりやすくしてそちらに誘導していくような努力というのは当然必要であるかなというふうに思っております。

最後に、私どもは電気のみならず、ガス等含めて垣根のないビジネスというふうになってございます。横断的な表示につきましては、我々もお客様に直接接点のある事業者としてまずこのデータラベルの使い方等をしっかり学んだ上で親切な情報提供というものに努めてまいる必要があると思っております。

私からは以上です。

○渡辺座長

ありがとうございます。

次に、電子情報技術産業協会、田島さん、お願いします。

○田島オブザーバー

今までのコメントの中にもありましたように、機能や、給湯器であれば電気とガスの違いなどによって星の数が違ってしまいます。それが明確に伝わらないというところがお客様に対するデメリットになってしまうかと思えます。テレビも同様に機能の違いがあり、何によって消費電力が違うということが伝わるような対応をお願いいたします。

また、オブザーバーの平野さんからもあつたように、このラベルの中で不整合が出ているところはテレビも同じなので、そこについても御検討いただければと思っています。

○渡辺座長

ありがとうございます。

それでは、事務局からまとめて回答をさせていただきます。お願いします。

○江澤省エネルギー課長

皆さん、御意見ありがとうございます。省エネ課長の江澤でございます。

最後の田島さんのデータの件、テレビの機能で性能ということだったんですけれども、以前別のワーキンググループであった議論かと思えます。省エネ制度が省エネ制度に純粋に評価し、機能については各メーカーがパンフレットや売場で明確にさせていただく、その結果として、省エネ性能で機能があるから省エネ性能的には劣るんだということを省エネ制度の中で言うかどうかというのは、それは別の課題かと考えています。

御指摘のような点、確かに機能が加わればテレビの省エネ性能も変わってくるということでございますけれども、これについては議論済みの話でございます。このあたりについては、機能については、ぜひそれは売場でしっかりPRしていただければということでございます。

本題に入ります。いろいろオブザーバー、委員から御意見をいただいたところでございます。経済産業省としてはまずこのエネルギーに関する情報を提供しまして、よい機器が選ばれるように、それを個々のカテゴリの中でよいものを選ぶというのが一つなんですけれども、さらに横断的な比較ができないか、2050年カーボンニュートラルを目指すということでございますし、消費者になるべく多くの情報を与えて、そういう選択が促せるように工夫していきたいというふうに考えた次第でございます。

仮にガス料金、電気料金等、石油の料金も3倍違うのであれば、消費者は3倍違うから誤解が生じるのではなくて、その情報を把握して適切な機器を選べる形にしていくことが望ましいのではないかというふうに考えております。

LP協会からも、笠間様からLPは自由料金、それはガスも電気も自由料金になっていまして、熱量が違う、単位が違う、これは明らかに熱量が違うのは皆さん、あまり御存じじゃないかもしれないですけれども、LPのほうが2倍ぐらい熱量が大きい。キロワットと立米を比較してもしようがないということございまして、そういった難しいところを全部加味しまして、1エネルギーベースの比較、それから電気、ガス料金の比較ということでやらせていただきたいというふうに考えている次第でございます。

そして、検証をしていって対応してほしいとか、天野委員から検証してほしいといった御指摘、それから、最新の知見で更新、リアルタイムに定期的に見直すといった中村委員の御指摘、それから、デフォルト値で把握できたほうがいいのではないかといった御指摘ございました。年1回の見直しについても、山川委員から例えばそういう適切な確定的な頻度を示した上でござい

す。

例えば、今のガスの平均が180円になって、来年在3年間で182円になって、そこを頻繁に見直すことが果たしていいのかなということはございますけれども、情報は常に把握しまして、また、事前検証ということではないんですけれども、本件の施行の状況を踏まえて、必要に応じて常に見直しの検討をしていくということだと思っております。

こういった小売表示のワーキングというのは引き続き続きますので、その中で我々として施行後の状況も踏まえて必要な見直しを考えていく、そのときに単価が大きく変わるのであれば、これについては見直したほうがいいなということも考えていきたいと考えております。

それから、世帯人数の件、かなり御指摘をいただきまして、平均値でやるかどうかという点について天野委員から御指摘いただきましたし、それから、山川委員からも3人か2人がよいと思ったんだけど、効率は4人で計算していますねといった指摘ございました。

それから、これについては、平野オブザーバーからも御指摘いただきましたし、ガス協会からも、本荘オブザーバーからもそういった御指摘、実証についても実証ということではない、そういった御指摘もあったかと思えます。

これについては、電気の温水器はJ I Sに基づいて4人世帯を対象とした機器は4人用の熱負荷で測定し、2人世帯を対象とした機器は2人者の負荷で給湯負荷を計算するようになっております。ガス機器については4人で負荷を計算していますので、4人世帯を基準にして比較するのが正しいのではないかということでもあります。

仮に料金と省エネの基準の達成率と省エネ効率というのは4人世帯で測定していながら、星取り料金について2人者の世帯を示すことになると、同じラベル上で世帯の人数が異なってしまうといった不具合も生じるのかなと思っております。

このラベルを見ていただきますと、今ちょうど画面に表示されておりますが、東京、大阪の外気温で4人世帯だというふうになっておりますので、これは地域が変わればそれに応じて何を想定しているのか、どういった場合、QRに行くのかということをごガス協会、本荘オブザーバーからも御指摘いただきましたけれども、まさにこの設定している4人じゃなくて5人だったら4人から1.25倍するのかなということをございまして、この表示を見てここから外れる方はまさに黄色い文字のとおり、使用する地域や世帯人数によって変わりますということで、まさにそこに誘導するという方向でございます。

これで我々としてはかなり目立って、これでQRのほうになるべく行っていただけるのかなと思っております。併せまして委員の方々から、中村委員からユーザー販売店に買うことをちゃんと周知したらいい、村上委員からも、工務店や工事店が説明できるようにそういった協力を求める

ことが良い、山川委員からも、小売を積極的に活用できるような仕組みを講じてはどうかといった御指摘をいただいています。

こういったことをまさにこの表示制度ができれば、それを消費者にPRするというのはまさに使われる現場にしっかり使っていただく必要があると思っておりますので、その工務店や売場といったところに我々はそれを分かりやすい形で伝え、それがしっかり活用できるようにそういった研修の素材のようなものも用意しつつ対応してまいりたいと考えています。

その上で表示については今出ているページですけれども、案の②のほうがよい、案の①じゃなくて案の②だ、そもそも案の②ならもうやるのかという御指摘もあったんですが、この案の②の意見が大勢だったのかなと思います。

それから、天野委員と、それから、これは大阪、東京も単価でどうかというふうな御指摘があったんですが、我々としては、これは人口ウェイトで加味していますので、圧倒的に東京、大阪の単価が強く反映されている形になっています。電気にしても、ガスにしても、東京、大阪のものにして、その上で一つ変えていくという方法があるんですけれども、なるべくシンプルにやるには、東京、大阪の単価なんですけれども、これを採用していますという形で、仮に買うのであれば、そこを見ていただく、QRコードで見ていただく必要があるのかなと思います。

まさに電気料金の読み方、それからガス料金の読み方も含めて、そういったどういうふうにならぬかを読んでいくのかということを中心に伝えていくのかという点が重要かと思っております。

それから、村上委員から、このラベルの料金を入力するのはなぜか、製品にひもづけるとよいのではないか。それから、佐々木委員からも、簡素な入力で比較できることが望ましいといったこと、機器のデータがあらかじめ入っているほうが良いということでもございましたけれども、これはこの入力するのはなぜかという、機器の性能はまさにラベルに表示されているので、全てウェブサイトのほうでそれを適切に更新して、全ての機器について違うQRコードを用意するのが、果たして簡便なやり方なのかといったことを考えた場合に、ここで機器の効率をまさにこちらの、その売場の効率を見ていただいて、その上でこの世帯人数や地域による補正をするという考え方でございます。

仮にもうちょっと我々がそういった随時見直したいなことが可能になってくればそういった対応もあるんですが、今できるシンプルな方法としてはこちらの方法なのかなと考えている次第です。

それから、小西委員から要らない情報を落とすとか、そういった改善の御提案をいただいています。それについては、またこの制度を運用していく中で検証等を行って、このデータはもうちょっとシンプルにしたほうが良いよねというようなことであれば、それはまたどんどん改善は図

っていききたいというふうに考えております。

私からは以上です。

○神取省エネルギー課課長補佐

山川委員からテレビ等の他の機器についても電力取引報を基に算出した電気単価を使うのかという御質問があったかと思えます。

テレビやエアコン等の他の機器についても、電力取引報を基に算出している単価27円を使うことを考えてございます。

事務局からは以上でございます。

○渡辺座長

ありがとうございます。

委員、オブザーバーの皆様から、基本的に前向きな御意見をいただいたかと思えます。制度の在り方に関する部分と、実際に制度を運用していくに当たって改善が必要な部分、大きく2つに分けられると思うんですけれども、それらについて今事務局から御説明がありました。

ただいまの事務局からの回答を踏まえて、委員の皆様からさらに御発言を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。御発言を希望の方は、チャット機能でその旨を御連絡ください。

すみません、表情が見えないのでなかなか判断し難いんですけれども、いろいろ御指摘いただいたことに対して回答があったということで、御了解いただいたということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、議題1の温水機器、テレビジョン受信機の表示の見直し及び料金単価の設定について（案）につきまして、御了承いただけますでしょうか。

よろしいですか。特になければ、御了承いただいたとさせていただきますのですが。

じゃあ、平野さん、お願いします。

○平野オブザーバー

すみません、オブザーバーですが、一言。声聞こえていますか。

○渡辺座長

はい、聞こえます。

○平野オブザーバー

先ほど、江澤課長の説明の中で人数のこともありましたけれども、先ほど私言いましたように、J I Sの試験はあくまで製品の差を引き出すものですので、そこで4人をたまたま設定しているということで、現状のガスや石油の燃料使用量、これも告知で3人で示しなさいということになっておりますので、3人になっているものをここで4人にしてしまうと逆に何か増えた、効率的

に悪くなったのかとかそういう誤解も生じますので、現状のままで3人と考えるか、もしくは平均世帯の2.3人に近い2人にするか、その辺の御検討もよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○渡辺座長

ありがとうございます。

○江澤省エネルギー課長

繰り返しませんが、先ほど申し上げたとおりであります、事務局、江澤です。

ここはまさに4人の場合にはこうだよということでございまして、3人の場合はどうだというのは、そのこのページに遷移していただければいいですし、結局2.3人という世帯は存在しないわけございまして、これはあくまで平均値だと考えています。その上で4人用の、いろんな世帯人数いるんでしょうけれども、4人で比較するほうがよいのではないかという提案ございまして、御理解賜ればと思っております。

この4人でなければ、3人であればそのように考えればいいし、2.3人の家族ですということも書くのもなかなか難しいものですから4人でやる。それぞれの業界によって、これによって販売の政策にもいろいろ影響する部分があるかと思ひますけれども、こういった情報を提供することによって単価の違いにも着目していただいて、消費者がしっかり良い機器を選べるような環境をつくっていききたいというのが我々の政策的な方向性でございますので、その点、御理解を賜ればということでございます。委員の方々からもさらに御意見等があればぜひお願ひいたします。

○渡辺座長

ありがとうございます。

皆さんの御意見を総合すると、この制度自体はいろいろ改善点もあるかもしれないけれども、実証的に運用する中で改善していく、多分実際にこのページ、QRコードを読んで見てもらうことがすごく大事なことであつて、見てもらうためにどうメリットがある人に見てもらう、デメリットがあることを分かってもらう、見るのが逆にデメリットがあるということを知ってもらうという、今行動経済学のナッジを効かせるということをよく言われますけれども、ナッジを効かせるとか、フックをどこにかけるかみたいな、そういう議論をこれから実際にしていくのが大事なのかなというふうに思ひました。

本荘さん、お願ひします。

○本荘オブザーバー

日本ガス協会の本荘です。すみません、いろいろまとめに入つている中でちょっと発言をさせていただきます。

今、江澤課長がおっしゃるとおり、今回は4人世帯で進めたいとの御意見を承ったかと思えます。先ほど申し上げたように、このガス料金は世帯人数2.3人の全国平均でできており、先ほど電気の料金の話も少しありましたが、このところは御検討させていただけないかと思えます。このままですと、表示として全国平均ではあるので間違いではないという認識なんですけど、やはり表示と料金の形態が分かりにくくなってしまいますので、どのように出せるかということについては業界として引き取らせて頂き、御検討をお願いできないでしょうか。

以上です。

○渡辺座長

ありがとうございます。少々お待ちください。

それでは、村上委員、お願いします。

○村上委員

恐れ入ります。村上です、ありがとうございます。

今、お話しされていた東京、大阪の平均値と、金額といろいろごちゃごちゃになっているという件なんですけれども、最初に天野委員が御指摘されたような例えばもうこれは東京、大阪の4人家族の単価ですってオレンジのところに書き込んでしまうという案を採用すれば、誰もがああ、この数値はそうなんだなというのが分かるようになるのではないかなと今聞きながら感じたものですから、ちょっと最後になって申し訳ないですけれども、発言させていただきました。

○渡辺座長

ありがとうございます。それが分かるように、より明確になるようにするという方向で事務局今検討しているんですが、江澤課長、お願いします。

○江澤省エネルギー課長

江澤でございます。今、村上委員からも御指摘いただきました天野委員から冒頭に御発言いただいたわけでございます。ガス協会としても東京、大阪の料金ということであればということでございます、電力からももしよろしければオブザーバー、御発言いただければと思いますが、我々今の単価は人口按分で行った全国平均単価を採用するという形を取っております。

ところが、これは東京、大阪の気温でやっているのであれば、料金の単価についても東京、大阪にするべきだという御指摘なのかなと思ひまして、その他の点、2人なのか、3人なのか、4人なのかという点ございましたけれども、この点については大体方向性が出たのかなというふうには、御理解いただいていたのかなと思ひまして、この東京、大阪の料金単価とすることについて、電力側の御意見も賜ればと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○渡辺座長

今、岡村さんが、どうぞ、発言ください。

○岡村オブザーバー

岡村でございます。

○渡辺座長

はい、聞こえています。

○岡村オブザーバー

料金の部分につきましては、総量としましては全国小売事業者さん、たくさん600、700いらっしゃると思いますし、結局は、最終的にはウェブ等で入力してしっかりやっていただくということに尽きると思いますし、他の家電機器も全国一律というような考え方もありますので、ガス様の御意見と電気側の立場の意見、これどう合わせていくのか、もしくは含めて検討することかと思えますけれども、我々としては全国一律でいいのではないのかなというふうに思っております。

以上です。

○渡辺座長

ありがとうございます。

それでは、全国一律平均で行くのか、東京、大阪で行くのかという論点が残っていますので、その部分は残して、それ以外の部分でまず合意をいただき、また改めて料金については議論する場を設けるという提案をさせていただきます。

予備日で取っていただいているかと思うんですけれども、3月12日に、改めてまた正式にはお伝えすることになると思いますが、予備日として設定されていたところで、それまでの間に調整をいただいて、事務局と業界委員の皆様との間で調整を踏まえて次回改めてというふうにさせていただきます。

では、御了解いただいたものとさせていただきます。

② 取りまとめ（案）について

○渡辺座長

続きまして、議題の2に入ります。議題の2、取りまとめ案については、これは事務局より御説明をお願いします。

○神取省エネルギー課課長補佐

資料3に基づきまして、取りまとめ案について説明いたします。

取りまとめ案については、これまで御議論いただいた内容になりますので、ポイントのみ説明させていただきます。

なお、先ほど、議論の一部が残りましたので、その部分以外ということにさせていただければと思います。

7ページ目でございます。

3.の部分、省エネルギーに向けた提言についての説明をいたします。昨年9月に取りまとめをしておりますので、昨年9月から変更した主な点について説明させていただきます。

(1)の使用者の取組についての提言になります。②の部分になります。温水機器の統一省エネラベルに基づく省エネ性能等を把握する際は、QRコードを活用し、使用地域及び世帯人数に応じた省エネ性能等を確認し、省エネ性能の優れた機器の選択に努める。

(2)小売事業者の取組についての提言です。こちらも②になります。使用者が省エネ性能の優れた機器を選択するよう、QRコードの活用など、適切な情報提供を行い、省エネ性能の優れた機器の販売に努めると。

続きまして、8ページ目でございます。

(4)の部分です。政府の取組についての提言です。①の部分になります。

QRコードに掲載するページの作成に当たっては、入力項目を工夫するなどして、消費者が活用しやすいページとなるように努めること。

以上で、資料3の説明を終了させていただきます。

○渡辺座長

ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御意見、御質問等をお受けしたいと思います。発言希望の方はチャット機能で御連絡ください。

山川委員、お願いします。

○山川委員

ありがとうございます。今御説明いただいたところの8ページの政府の取組のところなんですけれども、1つは質問です。③番で、省エネ性能の優れた選択を提案できる人材の育成を支援するというのがあるんですが、これは具体的にどういう人材をというのがもし決まっていれば教えていただきたいです。

それから、先ほどの議論のところ、ヤフーの方がECサイトではQRコードから情報をさらに求めるのは難しいので、別の方法でQRコードの中の情報を見れるようなことも取り入れてほしいというような希望をおっしゃっていて、私もそういうのが必要だなと思っております。

それで関連して、政府の取組の2番のところ、実態を把握し、のところは、小売店のECサ

イトでどのぐらい提示されているかというふうに書かれているんですが、提示だけにとどまらず、QRコードの活用状況なども含めてというか、どのように活用されているか、そのラベル自体をどう活用して情報提供しているかという部分をぜひ実態の把握をしていただいて、必要に応じ改良していただければと思います。

以上です。

○渡辺座長

ありがとうございます。

それでは、中村委員、お願いします。

○中村委員

ありがとうございます。今、発言がありました、私も政府の取組の⑤でコメントのみなんですが、小西先生が先ほどおっしゃっていましたが、今回QRコードを使うということで結構なチャレンジになると思いますので、この⑤番というのが非常に重要だなと考えています。

そのほかの地域的に検証を行いのところ、まず今回はデザインをがらっと変えたということで、もともとの課題認識として認知度が2割であったというのがあったと思うんですけども、その認知度がしっかり上がって皆さんの目に触れるようなものになったのかということと、あと、省エネ機器の購買の一助になっているかということとを必ず検証していただきたいということと、あと、ラベルの認知度についてはアナログの検査になると思うんですが、QRコードについてはその先に遷移したかというのは、アクセス数のログなんかを確認すればできると思いますので、ぜひそういったこともやっていただければなと思ひまして、コメントだけお願いいたします。

○渡辺座長

ありがとうございます。

天野委員、お願いします。

○天野委員

ありがとうございます。山川委員と同じなのですが、先ほどの議論でいろいろな問題はかなりの部分QRコードで対応というような方向性だったと思いますので、この政府の取組の②や⑤もそうですけれども、QRコードへの活用について、あるいは利用実態ですとかその辺の検証についてぜひ取り組んでいただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

○渡辺座長

ありがとうございます。

小西委員、お願いします。

○小西委員

取りまとめありがとうございます。QRコードが本当に新しい取組なので、今日の議論もQRコードで、置いたはいいけどどういシステムをつくっていくかという議論が活発にされたと思うのですが、本当に一番大きな取組は繰り返しですけれども、機種横断的に一次エネルギーの種類に問わずに消費者が比較する最初の一步に踏めたということもすごく大事な点だと思いますので、その点に消費者がラベルを見た瞬間に比べたはいいんですけども、この消費効率とパーセントとポイントだけの違いってどう違うんですかと言われたときに説明できる方が現場にいらっしゃるといことがすごく重要ですし、消費者の方が勉強しようと思えば自分で勉強できるような情報提供が、それこそQRコードの遷移した先にあることとかも重要だと思うのでそういう取組、あと今お聞きしてきた議論の中では、変更があったり改善点があれば柔軟に対応されていくということですので、ラベル全体がもっとクオリティが高くなって、消費者が機器選択を行うときにエネルギーの調達のしやすさや価格や家族形態に伴って判断がしやすいものになるというものに進化し続けていくことがすごく大事なんじゃないかと思いました。

ありがとうございます。コメントです。

○渡辺座長

ありがとうございます。

では、事務局から必要に応じて回答をお願いします。

○神取省エネルギー課課長補佐

山川委員から御質問のありました人材の育成について、回答させていただきます。経済産業省は、消費者の皆様や小売事業者の方々が統一省エネラベルの理解をいただけるように、委託調査等を通じてカリキュラムの作成やパンフレットといったものを作成し、これらを活用いただくことで人材の育成を支援できればと考えてございます。

○江澤省エネルギー課長

省エネ課長、江澤でございます。御意見ありがとうございます。

本日の御意見を踏まえまして、特にQRコードについて多数の御意見いただいております。こちらの政府の取組等の取りまとめに当たってはそこを修正させていただいて、次回また議論させていただこうと思います。

先ほど申し上げましたとおり、座長からもそのように御指摘いただきましたけれども、本件について、東京、大阪の料金にするのか、それとも全国一律の料金にするのかという点について、次回3月12日の14時でございますけれども、改めましてその点に絞って議論させていただく。その中で、今いただいた政府の取組等の取りまとめに当たっての項目も記述も修正した上でお諮り

したいというふうに考えます。

どうもありがとうございます。

○渡辺座長

オブザーバー、薬師寺さん、お願いします。

○薬師寺オブザーバー

ありがとうございます。

1つだけ質問がございます。4ページの各エネルギー単価の設定の(1)とその下の単価の改定のところなのですが、今までは27円ということで、公取法の27円を固定で使っていたんですが、今後は直近3年の平均値を状況を見ながら改定するというふうになるかと思うんですが、この改定がされた場合は必ず告知が出てくるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○渡辺座長

ありがとうございます。

事務局からお願いします。

○江澤省エネルギー課長

事務局から、経産省、江澤です。告示の改定、変える場合には告示を改定します。ただ、ここを必ず毎年直近3年間での単価を採用するのかということではなくて、今回の設定に当たって、直近の3年間の値を採用したんだということでごさいます、その旨明確になるように少し修正は工夫したいと思います。

○渡辺座長

よろしいでしょうか。

皆様からコメントを中心に様々前向きな御指摘をいただきましたので、それをまた次回までに対応できるものは事務局から対応していただくということになるかと思えます。

では、議題2の取りまとめ案につきまして、御了承いただけますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、取りまとめ案につきまして、御了承いただいたとさせていただきます。

これで本日の議題は全て終了いたしました。

本日は、温水機器とテレビジョン受信機を中心に一定の取りまとめを行うことができました。一部次回に持ち越したものがありますけれども、ここでは繰り返しません、それはまた次回に行います。

委員及びオブザーバーの皆様から前向きな御発言を様々ないただき、御協力いただきましてありがとうございました。

それでは、本日の議題は全て終了となりますので、進行を事務局にお返しします。

(3) 閉会

○神取省エネルギー課課長補佐

渡辺座長、ありがとうございました。また、委員の皆様並びにオブザーバーの皆様も御審議いただきましてありがとうございました。

今後のスケジュールについてでございますが、次回、今回議論が終了しなかった案件について、3月12日14時に審議会の開催を考えておりますが、詳細な日時、場所等につきましては、改めて事務局から御連絡させていただければと思っております。

それでは、長期にわたる審議、御協力ありがとうございました。本日のワーキンググループはこれにて閉会いたします。

ありがとうございました。

—了—